

介護員養成研修（介護職員初任者研修） 研修実施要領（学則）

1 開講目的

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した質の高い介護を提供するため、必要な知識、技能を有する介護員の養成を図る。

2 研修事業者

事業者名 : 株式会社 ハートスイッチ

主たる事業所の所在地 : 倉敷市茶屋町 2104-1

連絡先電話番号 : 086-420-1600

研修の事務を行う県内事業所の名称及び所在地 : 株式会社 ハートスイッチ
倉敷市新田 2434-1

担当部署（担当者） : 大森 美由紀

連絡先電話番号 : 086-420-1600

研修者情報公開 URL : <http://heart-switch.com>

3 研修の名称、通学制又は通信制の別

●名称：介護職員初任者研修（通信制）

4 受講資格及び受講定員

●介護サービスに従事することを希望する者及び、介護の知識・技術を学び家庭や地域活動に活用することを希望するものであり、15歳以上（中学校卒業以上）の心身ともに健康である者とする。※満65歳以上の方、妊娠中の方は応相談とする。

●定員 25名

5 開講時期及び研修期間

●開催時期：当社が指定する時期

●研修機関：受講者1人当たり、研修総期間 130時間（14日間）

6 実施場所

(1) 講義 (通信制は面接指導の実施場所)

●当社が指定する教室

(2) 演習

●当社が指定する教室

7 研修カリキュラム

介護員養成研修 (介護職員初任者研修課程) を実施する。

(1) 研修カリキュラム

「岡山県介護員養成研修事業者指定等に関する要綱」に規定する介護員養成研修のカリキュラムに基づき行う。(又は「カリキュラムに必要な科目を追加して行う。)

(2) テキスト

テキストは、株式会社 日本医療企画発行の介護職員初任者研修課程テキストを使用するとともに、必要な補助教材を使用する。

(3) 講師

当社登録講師

(4) 日程

当社指定日程

(5) 添削指導及び面接指導の指導方法 (通信制のみ)

- 学習方法：教材・学科レポートを自宅学習により行う。学科レポートは郵送または直接、株式会社ハートスイッチへスクーリング第 8 日目までに提出 (計 4 回) する。
- 添削指導：理解の状況等を確認する為、学科レポート採点基準、70 点以上を合格と定め、基準に満たない者へは再学習の上で再提出を求める。合格点に達するまで再提出を続ける事とする。
- 個別指導：上記、添削指導により講義内容の理解状況を確認する。解らない箇所が発生した場合は、質問用紙を郵便または F A X にて当事業所へ送付する。質問用紙に回答を記入後、質問者へ郵送により返送する。
- 面接指導：添削指導、個別指導にて不十分な点を指導する。

8 受講手続き（募集要領等）

- 募集：ホームページ・フリーペーパー媒体・DM等
- 手続き

- (1) 当社指定の申込用紙または Web の申込みフォームに必要事項を記入、入力し、郵送・FAX・持参・Web 手続きにより申し込む。但し、定員に達した時点で終了とする。
- (2) 当社は申込み内容を確認後、受講者と連絡をとる。受講料を領収、教材等を発送または手渡し後、受講申し込み手続き完了とする。

9 募集期間

- 研修指定を受けた日～開講日前日

10 受講料、実習費等

- 受講料：¥85,000-（税込） *テキスト代（6,600 円）を含む
*紹介割引、学生割引として 5,000 円の割引を利用することも可能。
- 支払方法：一括支払い、分割払いより選択
*納入済の受講料など、原則として返金を行わない。

11 欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用の取扱い

- 研修の一部を欠席した者は、別途指定の講義を受ける事で補講とする。
*補講料は受講者負担とする。（4 時間以内：2,000 円/4 時間超の場合：4,000 円）
- 再修了試験（追試）についての費用は有料とする（1 回：2,000 円）

12 研修修了の認定方法

（修了評価は、筆記試験により実施。）

- すべての学科レポート合格（70 点以上）、スクーリング全日程の出席、知識と技術の評価テストの合格（実技チェック試験）、修了試験の合格（筆記試験 70 点以上）をもって研修修了者とする。

13 修了証明書等の交付

株式会社ハートスイッチは、研修修了者に対して、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に基づき、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

また、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、性別、生年月日、住所等を記載した名簿を作成・管理し、その名簿を岡山県知事に報告する。

14 受講取り消しについて

●以下に該当するものは、当社判断にて受講取り消しを行う事が出来る。その際、受講料の返金を行わない。

- ・遅刻を繰り返す者
- ・学習態度が著しく悪い者（携帯電話使用、私語、暴言、レポート提出期限が守れないなど）
- ・他の受講者の学習を著しく妨げる者
- ・自力で演習内容を行うことが出来ない者

15 施行細則

●この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。